

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成26年2月定例会

平成26年2月10日

目 次

平成26年2月定例会

2月10日（月曜日）

出席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
諸報告	2
議案上程（議第1号）	3
提案理由の説明	3
補足の説明	3
質疑	4
討論	4
採決	4
議案上程（議第2号、議第3号、議第4号及び議第5号）	4
提案理由の説明	4
補足の説明	5
質疑	10
討論	10
採決	10
広域連合長あいさつ	11
閉会	11

○出席議員（16名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	鎌水一美	議員
3番	高橋勝文	議員	4番	浦山文一	議員
5番	菅根光雄	議員	6番	佐東貞美	議員
7番	大場勇人	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	佐藤忠吉	議員	10番	佐藤誠七	議員
11番	蒲生光男	議員	12番	遠藤榮吉	議員
13番	本間正巳	議員	14番	岡村正博	議員
15番	小松原俊	議員	16番	富樫透	議員

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	遠藤直幸
代表監査委員	中村一明		
事務局長	須藤正博	事務局次長	佐藤浩之
会計管理者	設楽和由	事業課長	長瀬吉徳
総務係長	岡道弘	企画財政係長	木村昌光
資格管理係長	五十嵐智春	給付係長	伊藤直人

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	須藤正博	事務局次長（兼務）	佐藤浩之
書記（兼務）	岡道弘	書記	河内亮
書記	猪藤潤		

○議事日程第1号

平成26年2月10日（月）午後2時 開議

第1 議席指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員指名

第4 諸報告

・例月出納検査報告

第5 議第1号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第6 議第2号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

第7 議第3号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

第8 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第9 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正
について

○本日の会議に付した事件
(議事日程のとおり)

午後2時 開議

- 議長(蒲生光男君) ただいまから、平成26年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。
出席議員は、16名で定足数に達しております。
-

日程第1 議席指定

- 議長(蒲生光男君) 日程第1 議席の指定を行います。
このたび新しく議員になられた 岡村 正博 議員と、小松原 俊 議員の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の席を議席といたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長(蒲生光男君) 続きまして、日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

- 議長(蒲生光男君) 続きまして、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。
1番 佐藤 洋樹 議員、2番 鍮水 一美 議員を指名いたします。
-

日程第4 諸報告

- 議長(蒲生光男君) 日程第4 諸報告を行います。

監査委員から、平成25年7月から平成26年1月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

以上で報告を終わります。

日程第5 議第1号

○議長（蒲生光男君） 次に、日程第5 議第1号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第1号につきまして、ご説明申し上げます。

議第1号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ3億3,349万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を、それぞれ1,531億7,196万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（長瀬吉徳君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 長瀬事業課長。

○事業課長（長瀬吉徳君） 議案書、議第1号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成25年度歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。

はじめに総括がございますが、どちらも3億3,349万5,000円の減額補正でございます。

次に、歳入につきまして説明いたします。1款1項1目 保険料等負担金は、年金をはじめ、所得が減少しているため、保険料の精査により、3,355万8,000円を減額するものです。

同じく2目 療養給付費負担金は、平成24年度の市町村の療養給付費負担金を保険給付費の実績に基づき精算し、追加納付額、1,100万5,000円を計上するものです。

3款2項1目 県財政安定化基金交付金ですが、交付見込額を上回る平成24年度剰余金が生じたために全額を減額するものです。

6款2項1目 基金繰入金ですが、歳入1款1項1目 保険料等負担金の保険料の精査により減額した分と同額を、積み立てしておりました臨時特例基金から取り崩し、繰入れするものです。

続きまして、歳出でございます。2款1項1目 療養給付費でございます。補正額に変更はありませんが、財源内訳におきまして、国庫支出金が減額、一般財源が同額の増額の変更がありました。

7款1項3款 償還金ですが、平成24年度療養給付費負担金の精算により市町村に4億2,553万6,000円を返還するものです。

8款1項1目 予備費は7億5,903万1,000円の減額でございます。平成24年度の療養給付費の精算により、市町村から追納いただくのが1,100万5,000円、市町村への返還が4億2,553万6,000円、県財政安定化基金の減額3億4,450万円の差引での計上でございます。

以上で議第1号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を終了いたします。よろしくご審議のうえ、ご決議をお願いいたします。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第1号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議第2号、日程第7 議第3号、日程第8 議第4号及び日程第9 議第5号

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第6 議第2号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から日程第9 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてまでの議案4件は、関連がありますので一括議題といたします。提案理由について、説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第2号から議第5号につきましてご説明申し上げます。

議第2号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ5億4,026万8,000円とするものであります。

議第3号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,464億8,318万9,000円とするものであります。

続きまして、議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成26年度及び平成27年度の保険料率を定めるとともに、賦課限度額を改めるものであります。

また、保険料の軽減措置を平成25年度と同様に実施するため、所要の改正を行うものであります。

議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正につきましては、議第4号で申しあげました保険料の軽減措置の財源となる交付金を基金で受け入れ、その処分に関する事項を定めるため、条例の改正を行うものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 佐藤事務局次長。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議第2号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、ご説明申し上げます。

一般会計歳入歳出予算の総額は5億4,026万8,000円で、款項ごとの金額は第1表のとおりでございます。詳細説明は事項別明細書に沿って行わせていただきます。

一般会計当初予算の総括でございます。歳入につきましては、1款 分担金及び負担金、2款 財産収入、3款 繰越金、4款 諸収入の4款構成でございます。

歳出につきましては、1款 議会費、2款 総務費、3款 民生費、4款 予備費の4款構成でございます。

次にそれぞれの詳細につきましてご説明申し上げます。最初に歳入の1款 分担金及び負担金は、広域連合の運営にかかる市町村からの事務費負担金でございますが、5億3,963万1,000円を計上しております。

なお、この負担金にかかる各市町村の負担につきましては、広域連合規約の規定により、均等割10%、75歳以上の高齢者人口割45%、総人口割45%の各割合で算出し、負担いただくことになっております。前年度と比較して、9万6,000円の減額となっております。

次の2款 財産収入には、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金の運用利子を、合わせて18万円計上しております。前年に比べ3万円の減額でございます。

次の3款 繰越金につきましては、前年度からの繰越金を1千円。

4款 諸収入は、1項に預金利子として1千円を計上するほか、2項 雑入として、職員の住居借上げにかかる使用負担金など45万5,000円を計上しております。

次に、歳出でございます。1款 議会費は、議員報酬及び議会開催に係る経費などで、前年度同額の66万3,000円を計上しております。

次の2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費につきましては、前年度比99万9,000

円減の1億7,913万9,000円を計上しております。減額の主な理由でありましたが、今現在派遣いただいております職員の年齢構成等を基本にして、今後派遣される職員の年齢構成や今年度の時間外状況などから推計した結果、人件費負担金を減額としたためでございます。

次の2目 財政管理費につきましては、基金に生じる利子の積立として、前年比3万円減の18万円を計上しております。

続きまして2項 選挙費は、選挙管理委員会開催経費で、前年度同額の4万8,000円を、3項 監査委員費は、定例監査などにかかる経費で、これも、前年度同額の8万6,000円を計上しております。

3款 民生費につきましては、特別会計の事務経費にかかる繰出金、3億5,515万2,000円を計上しております。主に、消費税の税率引き上げを見込んだことにより、前年度より90万1,000円の増額となっております。

4款 予備費は、不測の事態に対応するため、前年度同額の500万円を計上しております。

以上が一般会計でございます。特別会計につきましては、事業課長の長瀬より説明申し上げます。

○事業課長（長瀬吉徳君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 長瀬事業課長。

○事業課長（長瀬吉徳君） 続きまして、議第3号 平成26年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

まず、議案第1条1項は歳入歳出予算でございますが、それぞれ1,464億8,318万9,000円でございます。

2項は一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入の最高額を100億円と定めるものです。

第3条は歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について、次の通り定めるものです。具体的には、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を可能とするものです。

続きまして、事項別明細書により説明をいたします。総括をご覧ください。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金、2款国庫支出金など8款構成でございます。歳出につきましては、1款の総務費、2款保険給付費など8款構成でございます。

歳入歳出それぞれの合計額は、前年度との比較で、約25億7,000万円、率にして1.7%ほどの減額計上となっております。これは、被保険者数の伸びが鈍化すること、医療費の伸びが今期の見込と比べ少ないとの算定によるものです。

次にそれぞれの詳細につきましては、ご説明申し上げます。歳入でございます。1款1項1目 保険料等負担金と2目 療養給付費負担金で、総額226億9,215万9,000円を計上しております。

1目 保険料等負担金は、広域連合が賦課し市町村が徴収する新保険料、約82億円と、低所得者の保険料軽減に係る県と市町村からの保険基盤安定繰入金を約29億円、合わせて111億4,135

万円を計上しております。高齢者負担率の上昇などによる保険料負担額の増加、国の新たな軽減の拡充などがありましたが、次期保険料はわずかに上昇いたしました。前年度比約1億8,000万円の増額となっております。

2目 療養給付費負担金は、自己負担割合が1割、つまり病院窓口での支払いが1割の被保険者に係る保険給付費の12分の1を市町村が定率負担するものですが、前年度比約2億8,567万1,000円減の115億5,080万9,000円の計上でございます。

次に、2款1項1目 国の療養給付費負担金は、自己負担割合が1割の被保険者に係る保険給付費に対し、国がその12分の3を定率負担するもので、前年度比約8億5,701万7,000円減の346億5,242万5,000円を計上しております。

2目 高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療費のうち80万円を超える部分について、保険料でまかなうべき部分の2分の1を国と県が半分ずつ負担するもので、4億7,896万3,000円を計上しております。

次に、2款2項1目 調整交付金は、広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡を是正するために交付されるもので、前年度比約1億7,017万3,000円減の142億2,376万9,000円を計上しております。医療給付費の減に伴い、必要保険料が減少し交付される交付金も減少したものでございます。

2目 民生費国庫補助金は、健康診査等の保健事業実施に対する補助金で、6,448万4,000円を計上しております。前年度比2,413万4,000円の増となっております。これは、平成24年10月に国から生活習慣病治療中の被保険者は補助対象としない旨の連絡がありましたが、全国の広域連合から補助対象とするよう強い要望などがあり、その後国では生活習慣病治療中の方も補助対象にし、国の補助金予算を超える必要額については、特別調整交付金で手当てすることとなりましたが、平成26年度は全額補助金での対応となるため前年度と比較しますと増額でございます。

3目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、国の特例的な保険料軽減の補填等のために交付されるもので、従来は前年度に補正対応し、前年度に交付としておりましたが、平成26年度国においては当初予算での対応となり、見込額11億3,200万円を計上しております。そのため、前年度比では大幅な増加となっております。

3款1項1目 療養給付費負担金は、自己負担割合が1割の被保険者に係る保険給付費に対し、県がその12分の1を支出するもので、前年度比約2億8,567万1,000円減の115億5,080万9,000円を計上しております。

2目 高額医療費負担金は、国庫支出金の高額医療費負担金と同様で、県の負担額に応じた4億7,896万3,000円を計上しております。

3款2項1目 県財政安定化基金交付金は、平成26・27年度の保険料上昇を抑制するため、県との協議を踏まえ交付を受けるもので、平成26年度分として4億円を計上するものです。

4款 支払基金交付金は、「社会保険診療報酬支払基金」が各保険者から後期高齢者支援金を徴収し、各広域連合に交付するものです。自己負担割合が1割の被保険者と3割の現役並み所得者にかかる給付費についての支援金の負担割合は、それぞれ39.27%、89.27%で、前年度比約22億円減の582億9,840万8,000円を計上しております。医療給付費の減少と、高齢者負担率が上昇し、支援金の負担率が下がったための減少です。

次の5款 特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額

な医療給付について、そのうちの200万円を超える部分が交付されるもので、これは、国民健康保険中央会が各広域連合からの拠出金と国からの補てんを原資として交付金を交付する共同事業であり、これまでの実績に基づき、2,623万円を見込み計上しております。

6款1項1目 一般会計繰入金は、事務費に充てるため、一般会計から繰入れるもので、3億5,515万2,000円を計上しております。

2項1目 基金繰入金は、保険料軽減の財源として、臨時特例基金から繰入を行うもので、11億3,696万6,000円を計上しております。

7款1項1目 繰越金は、平成24年度剰余金約5億8,600万円と、平成24年度療養給付費の市町村負担金の追納分約1,100万円に、平成25年度見込の剰余金3億1,000万円を合わせた9億774万円を計上しております。

8款1項1目 延滞金、2項1目 預金利子については、それぞれ1,000円を存目計上しております。3項1目 第三者納付金は、交通事故の加害者等からの納付金で、実績等から推計して8,511万7,000円を計上しております。

2目返納金、3目雑入については、存目計上でございます。

続きまして、歳出でございます。1款1項 総務管理費は、広域連合電算処理システム運用支援業務委託、レセプト点検等委託のほか、医療費通知、療養給付決定通知等の作成、郵送料等の経費、また一時借り入れした場合の利子等で、前年度比約2,994万9,000円減の3億6,063万円を計上しております。減少の主な理由は、市町村補助事業として取り組んでおります、肺炎球菌ワクチン接種事業をはじめとする長寿・健康増進事業について、事業の内容が同様の歳出5款保健事業費に組み換えしたことでございます。

2款1項 療養諸費についてですが、次期（平成26・27年度）の見込により1目 療養給付費を前年度比約39億円減の1,409億2,268万8,000円を計上し、2目に療養費として9億4,449万3,000円を計上したほか、3目に特別療養費1,000円、4目には移送費10万円を計上しております。

2項 審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会に委託するレセプトの審査及び医療機関への支払事務にかかる手数料であり、委託単価1件10円の引き下げがあり、件数が1.53%伸びますが、前年度比5,734万1,000円の減少でございます。

3項1目 高額療養費は、自己負担額が世帯の所得状況等に応じた限度額を超えた場合に支給するもので、医療給付費の減少により前年度比約1億5,985万1,000円の減を見込み、10億4,503万9,000円を計上しております。

また、2目 高額介護合算療養費は、高額療養費と介護保険の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合に支給するもので、実績の伸びを配慮し1億1,370万5,000円を計上しております。

4項1目 葬祭費につきましては、被保険者が死亡したとき、その葬祭を行ったものに5万円を支給するもので、平成26年度は被保険者がわずかに減少することから前年度比2,245万円減の5億9,475万円を計上しております。

次の3款 県財政安定化基金拠出金は、保険料収納率の著しい低下や、給付費が見込みを超えて増加した場合の財源不足と、保険料上昇抑制財源として活用するため県が設置する基金への拠出金でございます。国、県、広域連合が3分の1ずつを拠出するもので、次期標準拠出率は0.044%で県から示された6,400万円を計上しております。

4款 特別高額医療費共同事業拠出金は、歳入でもご説明いたしましたが、国民健康保険中央会

が行う、特別高額医療費共同事業への拠出金として、1目 事業拠出金、2目 事務費拠出金、合わせて2,638万円を計上しております。

5款1項1目 健康診査費は、対象者と事務費の精査を行い、前年比約2,300万円の減、3億1,824万3,000円を計上しております。

また、2目 その他健康保持増進費は、歳出1款に計上しておりました、市町村への肺炎球菌ワクチン接種事業などの長寿健康増進事業を組み換え計上いたしましたので、前年度比約2,600万円増の約4,000万円の計上でございます。

6款 基金積立金でございますが、国の保険料特例軽減に対する臨時特例基金の交付金は、従来前年度の2月補正、前年度末交付でございましたが、平成26年度については当初予算での対応となつたため、本年度見込額11億3,200万円を計上しております。

7款 諸支出金は、1目 保険料還付金、2目 還付加算金、3目 償還金として、前年度同額で、計1,815万1,000円を計上しております。

8款 予備費でございますが、平成26年度は、特定期間の初年度でありますので、平成27年度の給付費等に充てるために4億9,238万3,000円と、事務費の予備費500万円をあわせた、4億9,738万3,000円を計上しております。

続きまして、議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。

このたびの条例改正は、2年に一度の保険料率の見直しにより、平成26・27年度の所得割率の改正及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の交付に伴い、保険料の賦課限度額を改正しようとするものです。

また、平成25年12月24日に閣議決定されました国の平成26年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料及び、低所得者に対する保険料の特例軽減について、規定を追加しようとするものであります。

それでは改正内容について、条例の条項に沿ってご説明いたします。

最初に、条例第10条につきましては、平成26年度及び平成27年度の所得割率を0.0784に改正するものです。

次に第11条につきましては、保険料の均等割額が据え置きとなるため、平成24年度及び平成25年度を、平成26年度及び平成27年度に改正するものです。

また、第12条につきましては、保険料の賦課限度額を57万円に改正しようとするものです。

次に、第16条につきましては、平成26年度から均等割保険料の2割軽減と5割軽減の拡大を行うにあたり、軽減対象基準額を拡大するため、改正しようとするものです。

附則第23条につきましては、平成26年度における保険料特例軽減措置を、附則第24条若しくは附則25条において適用しようとするものです。

附則第24条につきましては、平成26年度における元扶養者の均等割の9割軽減を、後期高齢者医療加入後も当分の間継続する規定を追加しようとするものです。

附則第25条につきましては、平成26年度における低所得者の均等割8.5割軽減の規定を追加しようとするものです。

なお、この条例については、平成26年4月1日から適用するものであります。

次に、議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。

ただいまご説明いたしました、議第4号の平成26年度における保険料の特例軽減措置にかかる財源につきましては、すべて国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で平成26年度中に交付されますが、交付金を、一旦、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立て、その後、必要に応じ処分することになります。

このたびの改正は、平成26年度の保険料軽減にかかる財源措置として、平成26年度においても基金を処分することができる内容にするためのものです。

なお、この条例につきましては、平成26年4月1日から適用するものです。

以上で議第2号から議第5号までの当初予算と条例改正の説明を終了いたします。よろしくご審議のうえ、ご決議をお願いいたします。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第2号から議第5号までの議案4件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第2号から議第5号までの議案4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（蒲生光男君） 以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。閉会にあたり、広域連合長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

広域連合長あいさつ

○**連合長（市川昭男君）** 本日、定例会にご提案いたしました各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

本制度につきましては、社会保障制度改革国民会議の議論を経て、必要な改善を行いつつ存続することとなりました。

広域連合といたしましては、国の動向を見守りながら、県や市町村と連携し各種施策を実施してまいり所存でございます。

併せて、高齢者が安心して健康な生活ができるよう、医療の確保に努めてまいりたいと存じますので、皆様には更なるご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○**議長（蒲生光男君）** これをもちまして、平成26年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。議事運営に際しまして、ご協力を賜り心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

午後2時43分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 蒲生 光男

署名議員 佐藤 洋樹

署名議員 鏝水 一美